

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)7 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 7 月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 7 月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の事件において選任された財産の管理者が家庭裁判所に提出した財産目録及び財産の状況についての報告書は、上記保全処分の事件の記録には当たらないとして保全処分を申し立てた者による閲覧謄写を認めなかった事例(令和 4 年 6 月 20 日最高裁)

参照条文:家事事件手続法 47 条 3 項、8 項

キーワード:閲覧謄写 保全処分 事件記録

【2】女性用浴場の脱衣所に侵入したとして X が逮捕された事実を摘示するツイートがされ、X がその削除を求めた事案で、X の本件事実を公表されない法的利益は本件ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するとして運営者にその削除を求めることができるとした事例(令和 4 年 6 月 24 日最高裁)

参照条文:民法 710 条

キーワード:ツイートの削除 逮捕事実を公表されない法的利益

【3】交通事故被害者の自賠法 16 条 1 項に基づく請求額と労災保険法 12 条の 4 第 1 項により国に移転した上記請求額の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合、自賠責保険会社が国に対してした損害賠償の支払は有効な弁済に当たるとした事例(令和 4 年 7 月 14 日最高裁)

参照条文:自動車損害賠償保障法 16 条 1 項、労災保険法 12 条の 4 第 1 項

キーワード:労災保険 国に移転した交通事故賠償請求権

【4】水道事業者 Y との間で給水契約を締結している X らが給水区域内で生じた断水により X らの経営する宿泊施設における営業利益の喪失等の損害が生じたなどとして、Y に対し損害賠償を求めた事案で、X の請求を棄却した原判決に法令の違反があるとして差し戻した事例(令和 4 年 7 月 19 日最高裁)

参照条文:水道法 15 条 2 項

キーワード:営業利益の喪失 断水 宿泊施設

【5】交通事故による傷害で終身労働能力 100%を失った被害者が全盲の視覚障害者だったことから後遺症逸失利益の算定における基礎収入額が争われた事案で、賃金センサスの平均賃金の 8 割が相当とした事例(令和 3 年 9 月 10 日広島高裁)

参照条文:民法 709 条、710 条、自賠法 3 条

キーワード:全盲 基礎収入額 労働能力喪失

【6】X が Y 運営の介護老人保健施設に入所していた際、介護保険負担限度額認定制度の説明を受けられなかったため損害を被ったとして Y に損害賠償を求めた事案で、請求を全部棄却した原判決を取り消し、過失相殺の上で賠償金の支払を Y に命じた事例(令和 3 年 10 月 27 日東京高裁)

参照条文:民法 415 条、709 条、715 条、介護保険法 40 条

キーワード:老人介護施設 介護保険負担限度額認定制度 説明の不実施

【7】女子学生 Y が男性教授 X からキャンパスハラスメントを受けたとして虚偽又は誇張した内容の被害申告を大学に対して行い他の学生による同内容の被害申告を主導し、その結果 X は准教授に降格されたとして X が損害賠償を求めたところ、請求が棄却された事例(令和 2 年 12 月 18 日横浜地裁)

参照条文:民法 709 条

キーワード:キャンパスハラスメント 虚偽申告 降格処分

【8】不貞行為とは配偶者以外の者と性的関係を結ぶことであり、必ずしも性行為の存在が不可欠とは解されず夫婦共同生活を破壊し得る性行為類似行為が存在すればこれに該当するとして、妻と同性愛者との性的関係を不貞行為と認め、夫の Y への損害賠償請求を一部認容(令和 3 年 2 月 16 日東京地裁)

参照条文:民法 709 条

キーワード:同性愛者 不貞行為 性交類似行為

【9】原告教会及び原告教会が運営する幼稚園の園児ら並びに園長・教員らが幼稚園の隣接地に高層マンションを建築した会社 Y1 及び建築工事を請け負った会社 Y2 らに対し、日照阻害等を主張して同建物の一部取壊し及び損害賠償を求め、請求の一部が認容された事例(令和 3 年 3 月 30 日名古屋地裁)

参照条文:民法 709 条

キーワード:幼稚園児 日照阻害 建物取壊し

(知的財産)

【10】原告は「温石灸」・「おんじゃくきゅう」の漢字と平仮名で構成され指定役務を第 44 類「きゅう・はり治療」等とする商標につき商標登録出願をしたが拒絶査定を受け、特許庁が不服審判でも不成立の審決をしたので、取消しを求めて訴えを提起したが棄却された事例(令和 4 年 6 月 16 日知財高裁)

参照条文:商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード:きゅう・はり治療 商標 登録出願

【11】原告は、意匠に係る物品を「工具の落下防止コード」とする意匠につき意匠登録出願をしたが、拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判請求も特許庁が不成立の審決をしたので原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起したところ請求が棄却された事例(令和 4 年 6 月 28 日知財高裁)

参照条文:意匠法 3 条 2 項

キーワード:意匠 登録出願 工具の落下防止

【12】発明の名称を「マッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明は周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして審決を取り消した事案(令和 4 年 6 月 28 日知財高裁)

参照条文:特許法 29 条 2 項

キーワード:特許 無効審判 周知技術

【13】発明の名称を「車両誘導システム」とする特許権を有する控訴人が被控訴人システムは本件特許の技術的範囲に含まれないとして控訴人の請求を棄却した原判決を不服として控訴。被控訴人システムは本件発明の技術的範囲に属するとして原判決を取り消した事案(令和 4 年 7 月 6 日知財高裁)

参照条文:特許法 70 条 1 項

キーワード:技術的範囲 構成要件 作用効果

【14】時計原画の著作権を主張し時計原画を商品化した X 製品を量産して販売している X が、時計製品を販売する Y に対し、X の時計原画の著作権を侵害しているとして Y 製品の頒布差止・廃棄・著作権侵害に基づく損害賠償等を請求したところ請求が棄却された事例(令和 3 年 6 月 24 日大阪地裁)

参照条文:著作権法 2 条 1 項 1 号、同条 2 項、10 条 1 項 4 号、6 号

キーワード:応用美術 美術の著作物

(民事手続)

【15】X らが Y に対し平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う Y の福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって X らの当時の居住地が汚染されたなどと主張して損害賠償等を求める事案において訴えが不適法であるとされた事例(令和 4 年 6 月 17 日最高裁)

参照条文:民事訴訟法 142 条

キーワード:地震 原子力発電所 放射性物質 汚染

【16】X が、その夫である Y に対し両名の子らのフランスへの返還を命ずる終局決定を債務名義として、間接強制の方法による子の返還の強制執行の申立てをした事案において同申立てが不適法であるとされた事例(令和 4 年 6 月 21 日最高裁)

参照条文:国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 134 条、民事執行法 172 条

キーワード:代替執行 子の返還

【17】亡 C 及び亡 D の子である亡 B の法定相続人 X が検察官に対して申し立てた亡 C 及び亡 D 間の戸籍上の子である亡 E と、亡 C 及び亡 D との親子関係不存在確認の訴えについて確認の利益があるとされた事例(令和 4 年 6 月 24 日最高裁)

参照条文:民事訴訟法 134 条

キーワード:親子関係不存在 法定相続分 身分関係 直接影響

【18】交通損害賠償請求事件では関係者が多く法的安定性を図る要請が高いことから、前件控訴審判決における後遺障害に関する認定・判断は信義則に基づき最大限尊重されるべきであって、特段の事情もないのにこれを蒸し返すことは許されないとされた事例(令和 2 年 1 月 31 日大阪高裁)

参照条文:民法 1 条 2 項、709 条、719 条 1 項、自賠法 16 条 1 項、民事訴訟法 2 条、114 条 1 項

キーワード:交通事故 損害賠償 後遺障害 前訴

(刑事法)

【19】被告人のために上訴をすることができる者は原審における代理人又は弁護士及び被告人の法定代理人又は保佐人に限られているとして、第 1 審における補佐人(被告の兄)による控訴を不適法とした事例(令和 3 年 7 月 20 日東京高裁)

参照条文:刑事訴訟法 351 条、353 条、355 条、42 条 3 項

キーワード:補佐人 上訴権

【20】被告人が、記名の横に被告人の氏が刻された印鑑によると見られる押印があるが署名を欠いている控訴申立書により控訴申立てを行ったところ、記名押印があり封入した封筒に署名がある等の事情があっても、申立書に署名を欠いている以上控訴申立ては無効と解すべきと判示(令和 3 年 10 月 20 日名古屋高裁)

参照条文:刑事訴訟法 385 条1項、374 条、刑事訴訟規則 60 条

キーワード:控訴申立 署名

【21】暴力団組織の序列 1 位及び同 2 位の立場にある被告人 X・Y が、その配下組員らの行った殺人 1 件及び組織的殺人未遂等 3 件につき共謀共同正犯が成立するか否かが争われ、被告人両名に 4 つの事件全てに共謀共同正犯の成立を認め X に死刑、Y に無期懲役を言渡した(令和 3 年 8 月 24 日福岡地裁)

参照条文:刑法 60 条、199 条、刑訴法 317 条、通信傍受法(平成 28 年法律第 54 号による改正前
のもの)22 条 4 項、5 項、25 条 3 項

キーワード:共謀共同正犯 暴力団 組織的犯罪

(公法)

【22】原告会社が転売目的の収益不動産(中古賃貸用マンション)を「課税資産の譲渡等によりのみ要するもの」に区分し消費税額の全額を控除対象税額に含めて消費税の確定申告したところ所管の税務署長の更正処分等がされたが、同処分が取り消された事例(令和 2 年 9 月 3 日東京地裁)

参照条文:消費税法(平 31 法 6 号改正前)30 条 2 項 1 号

キーワード:転売目的 賃貸用マンション 課税仕入れ

【23】X 市は住民 Y に対し住民税の控除不足額を還付する際誤って一桁多い還付を行ってしまったため不当利得返還請求権に基づき本件還付金の返還を求めると共に督促手数料及び延滞金等の支払いを請求したが、督促手数料及び延滞金等の請求は認められないとされた事例(令和 3 年 10 月 13 日大阪地裁)

参照条文:地方自治法 231 条の3

キーワード:過誤 還付 不当利得 督促手数料 延滞金

(その他・士業関係)

【24】会社 X の取締役 Y に対する損害賠償請求訴訟において X の設置した取締役責任調査委員会の委員であった弁護士 A が訴訟代理人として行う訴訟行為を弁護士法 25 条 2 号及び 4 号の類推適用により排除することはできないとされた事例(令和 4 年 6 月 27 日最高裁)

参照条文:会社法 423 条 1 項、弁護士法 25 条 2 号及び 4 号

キーワード:訴訟行為の排除 責任調査委員会 弁護士

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最一決令和 4 年 6 月 20 日 裁判所 HP

令和 3 年(許)第 13 号 閲覧謄写申立て却下決定に対する抗告却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/257/091257_hanrei.pdf

(裁判要旨)

保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の事件において選任された財産の管理者が家庭裁判所に提出した財産目録及び財産の状況についての報告書は、上記保全処分の事件の記録には当たらないとして、保全処分を申し立てた者による閲覧謄写を認めなかった事例

(理由)

保佐開始の審判事件を本案とする財産の管理者の選任及び保佐命令の保全処分(家事事件手続法 134 条 1 項、2 項、126 条 1 項)は、保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任するなどして暫定的に法律関係を形成し、もって被保佐人となるべき者の保護を図ることを目的とするものであると解される。そうすると、上記保全処分を命ずる審判が効力を生じた後は、保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者による財産の管理及び代理権の行使等を通じて、被保佐人となるべき者の保護が図られることになるのであるから(法 134 条 5 項、6 項、民法 28 条)、上記保全処分の事件は、財産の管理者の選任等の保全処分を命ずる審判の確定により終了するというべきである。上記保全処分の事件において選任された財産の管理者は、その管理すべき財産の目録を作成し、これを家庭裁判所に提出しなければならず(法 134 条 6 項、民法 27 条 1 項、家事事件手続規則 85 条、82 条 1 項)、また、家庭裁判所に命ぜられて財産の状況についての報告書を提出する(法 134 条 6 項、125 条 2 項)が、これらの書面は、財産の管理者の選任後における財産管理事務の適正を期することを目的として提出を求められるものであるから、上記保全処分の事件についての裁判所及び当事者の共通の資料となり得るものではない。

参照条文等:家事事件手続法 47 条 3 項、8 項

【2】最二判令和 4 年 6 月 24 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 1442 号 投稿記事削除請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/265/091265_hanrei.pdf

(裁判要旨)

旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したとの被疑事実で X が逮捕されたとの事実(以下「本件事実」という。)を摘示するツイートがされた場合に、X がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることができることとされた事例

(理由)

本件事実は、他人にみだりに知られたくない X のプライバシーに属する事実である。他方で、本件事実は、不特定多数の者が利用する場所において行われた軽微とはいえない犯罪事実に関するものとして、本件各ツイートがされた時点においては、公共の利害に関する事実であったといえる。しかし、X の逮捕から原審の口頭弁論終結時まで約 8 年が経過し、X が受けた刑の言渡しはその効力を失っており(刑法 34 条の 2 第 1 項後段)、本件各ツイートに転載された報道記事も既に削除されていることなどからすれば、本件事実の公共の利害との関わりは小さくなってきている。また、本件各ツイートは、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものであるとは認め難い。さらに、X の氏名を条件としてツイートを検索すると検索結果として本件各ツイートが表示されるのであるから、本件事実を知らない X と面識のある者に本件事実が伝達される可能性が小さいとはいえない。加えて、X は、公的立場にある者ではない。以上の諸事情に照らすと、X の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認めるのが相当である。

参照条文等:民法 710 条

【3】最一判令和 4 年 7 月 14 日 裁判所 HP

令和 3 年(受)第 1473 号 保険金請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/302/091302_hanrei.pdf

(裁判要旨)

交通事故の被害者 X の有する自賠法 16 条 1 項に基づく請求権の額と労災保険法 12 条の 4 第 1 項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社 Y が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとして、X の Y に対する請求を棄却した事例

(理由)

交通事故の被害者は、労災保険給付等を受けてもなお 補されない損害(以下「未補損害」という。)について直接請求権を行使する場合は、他方で、労災保険法 12 条の 4 第 1 項により国に移転した直接請求権が行使され、上記各直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても、国に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるものであるが(最一判平成 30 年 9 月 27 日、民集 72 巻 4 号 432 頁参照)、このことは、被害者又は国が上記各直接請求権に基づき損害賠償額の支払を受けるにつき、被害者と国との間に相対的な優先劣後関係があることを意味するにとどまり、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対してした損害賠償額の支払について、弁済としての効力を否定する根拠となるものではないというべきである(なお、国が、上記支払を受けた場合に、その額のうち被害者が国に優先して支払を受けるべきであった未補損害の額に相当する部分につき、被害者に対し、不当利得として返還すべき義務を負うことは別論である。)

参照条文等:自動車損害賠償保障法 16 条 1 項、労災保険法 12 条の 4 第 1 項

【4】最三判令和 4 年 7 月 19 日 裁判所 HP

令和 3 年(オ)第 555 号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/304/091304_hanrei.pdf

(裁判要旨)

水道事業者 Y との間で給水契約を締結している X らが、給水区域内である宮古島市伊良部において生じた断水により X らの経営する宿泊施設における営業利益の喪失等の損害が生じたなどと主張して、Y に対し、債務不履行等に基づく損害賠償を求める事案において、X の請求を棄却した原判決に法令の違反があるとして差戻した事例

(理由)

宮古島市水道事業給水条例(平成 17 年宮古島市条例第 215 号)16 条 1 項は、「給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。」と規定し、同条 3 項は、「第 1 項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。」と規定しているところ、同条 3 項は、Y が、水道法 15 条 2 項ただし書(災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には給水を停止することができる旨を定めている。)により水道の利用者に対し給水義務を負わない場合において、当該使用者との関係で給水義務の不履行に基づく損害賠償責任を負うものではないことを確認した規定にすぎず、Y が給水義務を負う場合において、同義務の不履行に基づく損害賠償責任を免除した規定ではないと解するのが相当である。

参照条文等:水道法 15 条 2 項

【5】広島高判令和 3 年 9 月 10 日 判例時報 2516 号 58 頁

令和 2 年(ネ)第 299 号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(確定))

本件は、Y 運転の普通乗用自動車横断歩道を歩行中の X1(事後当時 17 歳、女性)に衝突した交通事故(本件事故)について、X1 が Y に対し、民法 709 条及び自賠法 3 条に基づく損害賠償を、X1 の父母 X2 及び X3 が Y に対し、民法 709 条及び 710 条に基づく損害賠償を求めた事案である。本件事故の責任原因は Y の前方不注意にあり、X1 は本件事故により右急性硬膜下血腫、脳挫傷、両肺挫傷等の傷害を負い、症状固定後も障害を残し、終身、労働能力 100%喪失と判断されたが、X1 は本件事故当時、全盲の視覚障害者であったことから、X1 の後遺症逸失利益の算定方法における基礎収入額が主な争点となり、原審は、基礎収入額を、賃金センサス(男女計、学歴計、全年齢)の平均賃金の 7 割と認定して X1 の請求を一部認容したところ、X らが控訴した事案である。

本判決は、全盲の視覚障害が労働能力を制限し、又は労働能力の発揮を阻害する事情であることは否定し難く、このことを逸失利益の算定に際して無視することは困難であり、他方、我が国における近年の障害者の雇用状況や各行政機関等の対応、障害者雇用促進法等の関係法令の整備状況等の事情を踏まえると、身体障害者であっても今後は今まで以上に健常者と同様の賃金条件で就労することのできる社会の実現が徐々に図られていくことが見込まれ、X1 について健常者と同一の賃金条件で就労することが確実であったと立証されているとまではいえないものの、その可能性も相当あり、逸失利益の算定に用いる基礎収入としては、X1 の就労可能期間を通じ、賃金センサス男女計、学歴計、全年齢の平均賃金の 8 割とするのが相当であるとして、X1 の控訴を一部認容した。

なお、X2 及び X3 は、440 万円(慰謝料 400 万、弁護士費用 40 万)を求め、原審で 220 万円(慰謝料 200 万、弁護士費用 20 万)が認められたが、X2 及び X3 の控訴は棄却された。

参照条文等:民法 709 条、710 条、自賠法 3 条

【6】東京高判令和 3 年 10 月 27 日 判例時報 2516 号 51 頁

令和 3 年(ネ)第 1643 号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告・上告受理申立て))

本件は、X(令和 2 年 12 月現在 96 歳)が Y 運営の介護老人保健施設(本件施設)に入所していた際、本

件施設所属の介護支援専門員及び支援相談員に利用料金の負担を軽減する方法について度々相談したにもかかわらず、介護保険負担限度額認定制度(本件制度)の説明を受けられなかったため、損害を被ったとして、Y に対し、信義則上の説明義務違反を理由とする債務不履行又は不法行為(使用者責任を含む。)に基づく損害賠償として 178 万 6125 円(限度額認定がされていた場合の負担金額と実際に施設に支払った額との差額 162 万 3750 円、弁護士費用 16 万 2376 円)等の支払を求めた事案であり、原判決は、X の請求を全部棄却したため、X が控訴したものである。

本判決は、介護老人保健施設の開設者又は介護支援専門員等は、介護サービスを受給する被保険者に対し、本件制度について説明をすることが求められており、特に、介護サービスの費用負担を軽減するための相談を受けた場合には、的確に説明することが要請されていると解されるとした上で、介護保険施設が被保険者と利用契約を締結するに当たり、本件制度について説明せず、その結果、被保険者が本件制度を利用することができず、自己負担額を超えて利用料金を支払うことになった場合には、利用料金の支払額という契約の要素に当たる重要な事項についての説明を怠り、信義則上の義務に違反して財産上の損害を与えたものとして債務不履行又は不法行為責任を負うものと解するのが相当であるとし、本件について、専門員等は、少なくとも過失により本件制度の説明を怠ったことにより、X の財産権を違法に侵害したとして不法行為に基づく損害賠償責任を負うとして原判決を取り消し、C(X の代理人)にも重要事項説明書の記載を見落とした等の過失があることから 3 割の過失相殺をした 125 万 6625 円(限度額認定がされていた場合の負担金額と実際に施設に支払った額との差額 162 万 3750 円について 3 割過失相殺した 113 万 6625 円、弁護士費用 12 万円)の支払を Y に命じた。

参照条文等:民法 415 条、709 条、715 条、介護保険法 40 条

【7】横浜地判令和 2 年 12 月 18 日 判例時報 2518 号 78 頁

平成 30(ワ)第 3945 号 不法行為による損害賠償請求事件(棄却(控訴(控訴棄却)))

補助参加人 Z の設置する大学の男性教授 X が、同大学の女子学生 Y に対し、Y は X からキャンパスハラスメントを受けたとして、虚偽の内容又は誇張した内容の被害申告を Z に対して行い、同時にされた他の学生 9 名による同様の内容の被害申告を首謀又は主導し、その結果、Z が X を教授から准教授に降格すると懲戒処分をするに至ったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。

本判決は、Y による被害申告(「子豚」と何回も言われた、「(女子学生らの)汚い裸をみたくない」等と言われた、大人の粗品(おもちゃ)を「使ってみるか」と何度も言われた。)は虚偽又は誇張した申告をしたり、他の学生の被害申告を首謀又は主導したりしたとは認められず、X の非違行為は、Y の申告以外にも多数に及び、Y の行為と懲戒処分との間の相当因果関係を肯定することもできないとして、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条

【8】東京地判令和 3 年 2 月 16 日 判例時報 2516 号 81 頁

令和 1 年(ワ)第 30097 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、X が同性愛者である Y が妻と不貞行為をしたとして、不法行為に基づく損害賠償(慰謝料 500 万円、弁護士費用 50 万円)を求めた事案であり、同性愛者である Y が X の妻と性的行為を行ったことが不貞行為として不法行為に該当するかが争点の 1 つとなった。

本判決は、不貞行為とは端的には配偶者以外の者と性的関係を結ぶことであるが、必ずしも性行為の存在が不可欠であるとは解されず、夫婦共同生活を破壊し得るような性行為類似行為が存在すれば、これに該当するものと解するのが相当であるとし、本件において不貞行為の成立を認めたが、X と X の妻は離婚にまで至っていないこと、不貞行為の内容が同性間の性的行為にとどまっていること、X も妻と Y が親しく付き合うこと自体は許容していたこと等の諸事情から慰謝料 10 万円、弁護士費用相当額は 1 万円とするのが相当であるとした。

参照条文等:民法 709 条

【9】名古屋地判令和 3 年 3 月 30 日 判例時報 2518 号 84 頁

平成 30 年(ワ)第 3029 号 建築工事差止等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

宗教法人である原告教会、原告教会が運営する幼稚園の園児ら並びに園長及び教員らが、幼稚園の隣接地に 15 階建てのマンションを建築した会社 Y1 及び Y2(Y1 から建築工事を請け負った会社)らに対し、日照阻害等を主張して、マンションの一部取壊し及び損害賠償を求めた事案。

本判決は、マンション建築に当たり、Y1 が行った幼稚園関係者との協議は、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例(「中高層建築物紛争予防条例」)の趣旨に沿わないものであり、Y1 が行った日照阻害の緩和策によっても、少なくとも半年程度は園庭全体が日影の状況で保育を実施せざるを得ない状況であるが、原告教会による園庭内の牧師館の解体撤去により午前中の日照時間が確保されていることも踏まえ、受忍限度を超えるものとはまでは評価できないとして、原告園児らの建物取壊請求及び損害賠償請求を棄却し、原告教会の損害賠償請求については、Y1 は、園長らの意見を聞く等せず、

幼稚園の日照について配慮すべき義務を十分に尽くすことを怠ったと評価し、牧師館の解体・撤去の費用を負担させるという損害を被らせたとして、Y1 に対する約 259 万円の賠償を認めた。

参照条文等:民法 709 条

(知的財産)

【10】知財高判令和 4 年 6 月 16 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10002 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/260/091260_hanrei.pdf

原告は、「温石灸」の漢字及び「おんじゃくきゅう」の平仮名を、上下二段に配した構成からなり、指定役務を第 44 類「きゅう、はり治療」などとする商標(本願商標)について、商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した事案。

本件審決がされた当時において、温石を用いた施術が、患部を温めるための道具として火をつけたもぐさの代わりに温めた石を用いることにより、灸に類似する効果を得ることができる施術として、「味噌灸」等と同様に「温石灸」との名称でも広く行われている実情があったことを考慮すると、本件審決がされた当時において、「温石灸」の語は、「火をつけたもぐさの代わりに温めた石を患部に置く、灸と同種の施術」を表す語として、「温めた石を用いた灸(施術)」ほどの意味合いの語であると取引者、需要者に容易に理解されるものであったというべきである。したがって、本願商標の取引者、需要者は、「温石灸」の語が本願商標の指定役務に使用された場合には、「温めた石を用いた灸(施術)」ほどの意味合いを有する語であり、役務の質(内容)を表示したものと一般に認識するものというべきである。

これに対し、原告は、原告が「温石灸」の語を使用して行っている施術は、温石及びもぐさの両方を用いるオリジナルの施術であり、「温石灸」の語は、「温石をもぐさの上に置いて行う施術」との意味合いを有する造語であるから、本願商標の指定役務との関係で出所識別機能を有する旨主張する。

しかしながら、本件審決がされた当時において、温石を用いた施術が、火をつけたもぐさの代わりに温めた石を用いることにより、灸に類似する効果を得ることができる施術として、「温石灸」との名称でも広く行われている実情があったといえることからすれば、原告がそれ以前から温石及びもぐさの両方を用いる施術を「温石灸」と称して行っているなどの事情があるからといって、前記の結論が左右されるものではないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

以上検討したところによれば、本願商標は、商標法 3 条 1 項 3 号に該当するものと認められ、本件審決の判断に誤りはない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

【11】知財高判令和 4 年 6 月 28 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10159 号 審決取消請求事件 意匠権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/284/091284_hanrei.pdf

原告は、意匠に係る物品を「工具の落下防止コード」とする意匠(本願意匠)について、意匠登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)は、落下を防止する対象において、工具と人体という違いがあり、対象の重量等の違いに応じて、構成部材の寸法、材質、強度などが異なる場合があると推認される。また、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」は、主として高所作業において用いられるのに対し、引用意匠に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)はヨット用であり、マリンスポーツにおいて使用されるものである。そのため、本願意匠に係る物品と引用意匠に係る物品は、厳密には同一の商品とはいえない面がある。

しかし、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)は、目的、機能、材質・形態に要請される事項が共通し、同じ業者のウェブサイトでは販売されていることが認められ、工具の落下防止コードと、ハーネス、安全帯、ランヤードなどの人の落下を防ぐ安全用コードの双方を製造又は販売している会社があることが認められる。

そうすると、本願意匠に係る物品である工具の落下防止コードを取り扱う当業者は、人の落下を防ぐ安全用コードの形状等を当然に目にするものと認められ、人の落下を防ぐ安全用コードに属する引用意匠に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)についても、その形状等を当然に目にするものと推認されるから、引用意匠に係る物品は、同一の物品分野に属するものとして、本願意匠の創作容易性を判断する際の資料となるものと認められる。

以上によれば、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)は同一分野の物品であるとして、引用意匠に基づいて容易に創作をすることができたものと認められるから、意匠法 3 条 2 項の規定により、意匠登録を受けることができないとした本件審

決の判断に誤りはない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:意匠法 3 条 2 項

【12】知財高判令和 4 年 6 月 28 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10070 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/287/091287_hanrei.pdf

発明の名称を「マッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明は周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして、審決を取り消した事案。

甲 1 の 1 には、図形が記されたボタンを選択すると、ユーザは個別の治療又はマッサージプログラム画面である「エスプレッソショット」と呼ばれる画面に移動することが記載されているから、甲 1 の 1 のプログラムは、アイコンによって選択されることが予定されているものであるといえる。そして、甲 1 の 1 には、プログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツをどのように入手するかは記載されていないが、リモコン端末に表示されたアイコンによってプログラムを選択するシステムにおいて、制御装置がプログラムコードを受信する際に、当該プログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツを合わせて受信して、当該アイコンを制御装置からリモコン端末に送るようには、甲 2 及び甲 3 に記載されているように周知の技術的事項であり、甲 1 発明 1 にこのような周知技術を適用することは、当業者が容易に想起し得たものと認められる。

甲 1 発明 1 の治療用健康装置は、マッサージプログラムのプログラムコードを、インターネット等を通じて受信するものであるところ、ダウンロードに際して、当該周知の暗号化/復号技術を採用することは、当業者が適宜なし得た設計的事項にすぎないというべきである。

さらに、ダウンロードしたプログラムをメモリに保存することは、通常行う事項であり、甲 1 発明 1 においても当然実行しているものと認められるから、この点は実質的な相違点ではない。

そして、本件発明 1 において、「アイコンをリモートコントローラに保存させること」が特定されているが、アイコンによって選択されることが予定されているプログラムをダウンロードした後、そのプログラムがアイコンによって選択できるように対処すべきことは、当業者が当然考慮すべき普遍的な課題であるところ、その普遍的課題に照らして、甲 1 発明 1 に操作手段として備わっているリモートコントローラにアイコンを保存させることは、当然に考慮する設計的事項にすぎず、しかも、ダウンロードしたアイコンをリモートコントローラに保存することも周知の技術であるから、当業者であれば、「アイコンをリモートコントローラに保存させること」は、容易に想到し得たものと認められる。

そうすると、相違点 1 に係る本件発明 1 の構成とすることは、甲 1 発明 1 並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 26 ないし甲 29 に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に想到することができたものであり、そのことにより、格別な効果を奏するものではないと認められる。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

【13】知財高判令和 4 年 7 月 6 日 裁判所 HP

令和 2 年(ネ)第 10042 号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/091207_hanrei.pdf

発明の名称を「車両誘導システム」とする特許権を有する控訴人が、被控訴人システムが本件特許の技術的範囲に含まれないとして控訴人の請求を棄却した原判決について、それを不服として控訴した事案であって、被控訴人システムは本件発明の技術的範囲に属すると認められるとして、原判決を取り消した事案。

本件発明の特許請求の範囲の記載は、「第 1 の検知手段」については、有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに出入りする車両を検知することや、「第 1 の遮断機」が「第 1 の検知手段」に対応して設置されたこと、「第 1 の検知手段」により車両の進入が検知された場合、前記車両が通過した後に、第 1 の遮断機を下ろす旨の記載があるのみであって、それ以上に、「第 1 の遮断機」、「第 1 の検知手段」及び「通信手段」が設置される位置関係を特定する記載はないから、それぞれが設置される位置関係によって構成要件該当性が左右されるものではないというべきである。

これを前提に被控訴人各システムについてみると、車両検知器②は、被控訴人各システムにおいて車両の通過を検知するものであり、被控訴人各システムが設置されている「サービスエリア」である佐野 SA スマート IC に出入りする車両を検知するものであるから、「第 1 の検知手段」に当たり、車両検知器②が車両の通過を検知すると発進制御機[開閉バー]①が閉じることから、発進制御機[開閉バー]①は「第 1 の検知手段」である車両検知器②に対応して設置された「第 1 の遮断機」に当たる。そして、車両に搭載された ETC 車載器との間で無線通信を行う路側無線装置③が「通信手段」に当たり、路側無線装置③が ETC 車載器から受信したデータにより、無線通信が可能な場合と不能又は不可の場合のいずれに当たるかの判定、すなわち ETC による料金徴収が可能か判定されているといえる。そうすると、被控訴人各システムは、構成要件 B1、C1、D1、B2、C2、D2 を充足する。

被控訴人は、被控訴人各システムは、本件各発明の構成要件 B1、C1、D1、B2、C2、D2 をいずれも充足しないと主張するが、本件特許の特許請求の範囲には、「通信手段」と「第 1 の遮断機」の位置関係については何ら特定されていないところ、本件各発明は、本件作用効果 1(一般車が ETC 車用出入口に進入した場合又は ETC 車に対して ETC システムが正常に動作しない場合であっても、車両を安全に誘導する車両誘導システムを提供すること)を、「通信手段」が ETC 車載器からデータを受信するタイミングにつき、車両が第 1 の遮断機を通過する前後のいずれであっても奏することが可能である。また、本件作用効果 2(ETC システムを利用した車両誘導システムにおいて、逆走車の走行を許さず、あるいは先行車と後続車の衝突を回避し得る、安全な車両誘導システムを提供すること)については、通信手段の位置にかかわらず、車両が第 1 の遮断機を通過した後に第 1 の遮断機を下ろすことで、後退による逆走を防止することができる。したがって、本件各発明の課題及び作用効果との関係で、「通信手段」と「第 1 の遮断機」の位置関係が、被控訴人が主張するように特定されるとはいえない。

参照条文等:特許法 70 条 1 項

【14】大阪地判令和 3 年 6 月 24 日 判例時報 2517 号 76 頁

令和 2 年(ワ)第 9992 号 著作権侵害差止等請求事件(棄却(確定))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/473/090473_hanrei.pdf

時計原画の著作権を有すると主張し、時計原画を商品化した X 製品を量産して販売している X(原告)が、時計製品(Y 製品)を販売する Y(被告)に対して、Y 製品の販売行為は X の時計原画の著作権を侵害していると主張して、Y 製品の頒布差止め及び廃棄、並びに著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案。

裁判所は、時計原画は実用に供する目的で制作されたものであり、いわゆる応用美術に当たるとした。そして、実用目的で量産される応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、純粋美術の著作物と客観的に同一なものともみることができる以上、当該部分は美術の著作物として保護されるべきところ、本件時計原画は時計の実用目的に必要な構成と分離して美的鑑賞の対象となるような美的特性を備えている部分として把握することができないものであるから、これを純粋美術の著作物と客観的に同一なものともみることができず、著作物とは認められない、と判示し、その余の点を判断するまでもなく X の請求は認められないとして、請求を棄却した。

参照条文等:著作権法 2 条 1 項(1)、2 項、10 条 1 項(4)、(6)

(民事手続)

【15】最二判令和 4 年 6 月 17 日 裁判所 HP

令和 3 年(オ)第 293 号 原状回復等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/244/091244_hanrei.pdf

(裁判要旨)

X らが、Y に対し、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う Y の福島第一原子力発電所の事故(以下「本件事故」という。)により放出された放射性物質によって X らの当時の居住地が汚染されたなどと主張して損害賠償等を求める事案において、訴えが不適法であるとされた事例

(理由)

X らは、平成 25 年、Y に対し、民法 709 条又は原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、本件事故による損害賠償を求める訴え(以下「別件訴訟」という。)を新潟地方裁判所に提起しており、別件訴訟は、X らが本件訴えを提起した時点において既に上記裁判所に係属していて、本件訴えのうち X らの Y に対する損害賠償請求に係る部分は、別件訴訟と重複するものであることが認められる。

参照条文等:民事訴訟法 142 条

【16】最三決令和 4 年 6 月 21 日 裁判所 HP

令和 3 年(許)第 8 号 間接強制決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/264/091264_hanrei.pdf

(裁判要旨)

X が、その夫である Y に対し、両名の子らのフランスへの返還を命ずる終局決定(以下「本件返還決定」という。)を債務名義として、間接強制の方法による子の返還の強制執行の申立てをした事案において、同申立てが不適法であるとされた事例

(理由)

本件申立ての後、X が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 134 条に基づき本件返還決定を債務名義として申し立てた子の返還の代替執行により子の返還が完了したことによって、本件返還決定に係る強制執行の目的を達したことが明らかであるから、本件申立ては不適法になった

ものといわなければならない。

参照条文等:国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 134 条、民事執行法 172 条

【17】最二判令和 4 年 6 月 24 日 裁判所 HP

令和 3 年(受)第 1463 号 親子関係不存在確認請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/262/091262_hanrei.pdf

(裁判要旨)

亡 C 及び亡 D の子である亡 B の法定相続人 X(亡 C 及び亡 D の子である亡 A の子)が検察官に対して申し立てた、亡 C 及び亡 D 間の戸籍上の子である亡 E と、亡 C 及び亡 D との親子関係不存在確認の訴えについて確認の利益があるとされた事例

(理由)

本件各親子関係が不存在であるとすれば、亡 B の相続において、亡 E の子らは法定相続人とならないことになり、本件各親子関係の存否により X の法定相続分に差異が生ずることになる。親子関係の不存在の確認の訴えを提起する者が当該訴えにつき法律上の利益を有するというためには、当該親子関係が不存在であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることを要すると解されるところ(最高裁昭和 59 年(オ)第 236 号同 63 年 3 月 1 日第三小法廷判決・民集 42 巻 3 号 157 頁参照)、法定相続人たる地位は身分関係に関するものであって、X は、その法定相続分に上記の差異が生ずることにより、自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けるということが出来る。

参照条文等:民事訴訟法 134 条

【18】大阪高判令和 2 年 1 月 31 日 判例時報 2518 号 35 頁

令和 1 年(ネ)第 1279 号 損害賠償・同反訴請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告・上告受理申立て(上告棄却・不受理))

交通事故の加害者 A との間で保険契約を締結していた保険会社 X は、被害者 Y1 の後遺障害が自賠法施行令別表第 2 の 3 級 3 号に該当すると査定して、Y1 に対し、対人賠償保険金約 1702 万円、自賠責保険金 2219 万円合計約 3921 万円を支払った。

その後に提起された前件訴訟(Y1 及び家族を原告、A 及び X を被告とする。)の控訴審判決(「前件控訴審判決」)において、Y1 の後遺障害が 9 級 10 号に該当すると認定された上、50%の素因減額がされ、Y1 の損害額が約 2313 万円とされ、既に損害額以上の支払を受けているとして Y1 らの請求が全部棄却された。

これを受けて、X は、Y1 に対し、保険金合計と前件訴訟の認定額の差額である約 1608 万円について不当利得返還請求等の請求を行い、Y1 は後遺障害の等級を争った。原審は後遺障害について 5 級 2 号を前提として X の請求を棄却したが、本判決は交通損害賠償請求事件では関係者が多く法的安定性を図る要請が高いことから、前件控訴審判決における認定・判断は信義則に基づき最大限尊重されるべきであって、特段の事情もないのにこれを蒸し返すことは許されないとして原判決を変更し、約 1608 万円の支払を命じた。

参照条文等:民法 1 条 2 項、709 条、719 条 1 項、自賠法 16 条 1 項、民事訴訟法 2 条、114 条 1 項

(刑事法)

【19】東京高決令和 3 年 7 月 20 日 判例タイムズ 1496 号 128 頁

令和 3 年(け)第 39 号、令和 3 年(け)第 40 号 窃盗、住居侵入未遂被告事件についての控訴棄却決定に対する異議申立て事件(異議申立棄却、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/977/090977_hanrei.pdf

被告人の窃盗、住居侵入未遂被告事件の第 1 審において、被告人の兄が補佐人として届出を行っていたところ、同裁判所は、当該事件につき有罪と認め、被告人に懲役 2 年を言い渡したため、被告人の兄が控訴を申立てたが、控訴審裁判所は、被告人のために上訴をすることができる者は、原審における代理人又は弁護士及び被告人の法定代理人又は保佐人(刑訴法 355 条、353 条)に限られているから、これらに該当しない原審における補佐人からの本件控訴申立ては不適法であるとして、本件控訴を棄却する決定(刑訴法 385 条 1 項)をした。これに対し、被告人及び第 1 審における補佐人の両者からそれぞれ異議申立てがなされたが、本決定は、これらに対し、第 1 審補佐人による本件控訴申立ては、上訴権を有しない者からの申立てというべきであるから不適法であるとして、本件各異議申立てについて理由がないとして棄却した。

参照条文等:刑事訴訟法 351 条、353 条、355 条、42 条 3 項

【20】名古屋高決令和 3 年 10 月 20 日 判例タイムズ 1496 号 125 頁

令和 3 年(け)第 17 号 控訴申立棄却決定に対する異議申立事件(異議申立棄却、特別抗告(後特別抗告

棄却))

被告人が、被告人の氏名を含む全体が印字され、その氏名の横に被告人の氏が刻された印鑑によるものと見られる押印があるものの、署名を欠いている控訴申立書により控訴申立てを行ったが、本決定は、刑訴規則 60 条が公務員以外の者が作るべき書類に作成者の署名押印を要求した趣旨は、当該書類の記載自体からその行為主体を明らかにするとともに、それが作成者本人の真意に基づき真正に作成されたか否かを確認する手立てとすることにあり、重要な訴訟行為である控訴申立てではその遵守が要請されるから、記名押印があり封入した封筒に署名があるなどの事情があっても、控訴申立書に署名を欠いている以上、控訴申立ては無効と解すべきと判示して原決定を肯認し、被告人による異議申立てを棄却した。

参照条文等:刑事訴訟法 385 条 1 項、374 条、刑事訴訟規則 60 条

【21】福岡地判令和 3 年 8 月 24 日 判例時報 2517 号 84 頁

平成 26 年(わ)第 1184 号・第 1284 号・平成 27 年(わ)第 668 号・第 918 号 銃砲刀剣類所持等取締法違反、殺人、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(有罪(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/878/090878_hanrei.pdf

暴力団組織の序列 1 位及び同 2 位の立場にある被告人 X・Y が、その配下組員らの行った殺人 1 件及び組織的殺人未遂等 3 件について、共謀共同正犯が成立するか否かが争われた事案。被告人両名の具体的な指示等を示す供述等の直接証拠はなく、検察官の立証は間接事実を積み上げることで行われ、裁判所は、検察官請求証人 88 名、弁護側請求証人 3 名を含む証拠を採用した。

裁判所は、各事件につきいずれも配下組員らが組織的に実行した旨認定した上で、各事件発生前後における被告人両名と各被害者等との関わり方や、各事件発生当時の組織内での被告人両名の立場、被告人両名相互あるいは配下組員らとの関係性、重要な意思決定のあり方等の組織実態にかかる事実関係を詳細に認定し、そのような事実関係の下では被告人両名が各事件に関与していなかったとは考えられず、被告人 X が首謀者として関与し、被告人 Y 以下の組員に犯行を指示し、あるいは、被告人両名が意思疎通を図りながら最終的に被告人 X が各犯行の意思決定をしたとの事実が認められるとして、被告人両名に 4 つの事件全てにつき共謀共同正犯が成立すると判断した。その上で、量刑につき、殺人の死亡被害者は 1 名だけだったが、その他の 3 件の組織的殺人未遂を含め、組織的犯罪としての重大性・悪質性等を示す様々な事情を指摘し、被告人 X に対し死刑を言い渡し、被告人 Y に対し無期懲役を言い渡した。

参照条文等:刑法 60 条、199 条 通信傍受法(平成 28 年法 54 号改正前)22 条 4 項、5 項、25 条 3 項

(公法)

【22】東京地判令和 2 年 9 月 3 日 判例タイムズ 1496 号 186 頁

平成 30 年(行ウ)第 559 号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件(認容、控訴(後取消自判、上告受理申立て))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/740/089740_hanrei.pdf

収益不動産販売事業を行う会社(原告)が、将来の転売を目的としてした収益不動産(中古の賃貸用マンション)の購入である課税仕入れについて、これは将来の販売(課税資産の譲渡等)を目的としたものであるから、消費税法(平成 31 年法律第 6 号による改正前のもの)30 条 2 項 1 号にいう「課税資産の譲渡等」のみ要するもの(課税対応課税仕入れ)に区分すべきとして、本件課税仕入れにかかる消費税額の全額を控除対象税額に含めて消費税等の確定申告を行ったところ、所管の税務署長が、これは、将来の販売のみならず住宅の貸付けをも目的としたもので、同号にいう「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(共通対応課税仕入れ)に区分すべきで、控除対象税額に含められるのは本件課税仕入れに係る消費税額の一部に限られるとして、原告に対し消費税等の更正処分及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分をしたが、本判決は、原告の行う事業は、仕入れた賃貸用マンションを転売時まで満室に近づけることにより資産価値等を高めて転売利益を得ようとするもので、当該賃貸は転売のための手段であり、その賃料は副産物として位置づけられるもので、それによる賃料収入も販売収入と賃料収入の総和の 5%未満にとどまる等のことからすれば、本件課税仕入れは、課税対応課税仕入れに区分すべきであるとして、税務署長の処分をいずれも取り消した。

参照条文等:消費税法(平 31 法 6 号改正前)30 条 2 項 1 号

【23】大阪地判令和 3 年 10 月 13 日 判例タイムズ 1496 号 137 頁

令和 2 年(ワ)第 7663 号 不当利得返還請求事件(請求棄却(主位的請求)、認容(予備的請求))、確定)

X 市は、住民 Y に対し、住民税の株式等譲渡所得割額等の控除不足額を還付する際、誤って一桁多い還付を行ってしまったため、公法上の不当利得返還請求権に基づき本件還付金の返還を求めると共に、当該債権は公法上の法律関係に基づいて発生する債権であるとして、「X 市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例」に基づく督促手数料及び延滞金等の支払いを請求した。これに対し、本判決は、本件不

当利得返還請求権は、X 市の職員の過誤による過還付より発生したもので民法上の不当利得関係に基づくものに他ならず、これを公法上の法律関係の一環と評価するのは相当ではなく、当該債権は普通地方公共団体の歳入(諸収入金)ではないから、本件延滞金条例の適用はなく、よって督促手数料及び延滞金等の請求は認められないとした。

参照条文等:地方自治法 231 条の 3

(その他・士業関係)

[24]最一決令和 4 年 6 月 27 日 裁判所 HP

令和 4 年(許)第 3 号 訴訟代理人による訴訟行為の排除を求める申立却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/275/091275_hanrei.pdf

(裁判要旨)

会社 X の取締役 Y に対する損害賠償請求訴訟において、X の設置した取締役責任調査委員会(以下、「本件委員会」という。)の委員であった弁護士 A が訴訟代理人として行う訴訟行為を、弁護士法 25 条 2 号及び 4 号の類推適用により排除することはできないとされた事例

(理由)

Y においても、本件委員会の名称及び設置目的並びに本件委員会が Y に対し、金品受領問題等に関する事情聴取に協力するよう要請した文書において、事情聴取の結果は、X の Y に対する責任追及訴訟において証拠として用いられる可能性がある旨の記載(以下「本件記載」という。)がされていたことに照らし、本件委員会が、X のために上記の調査等を行っており、事情聴取の結果が、X の Y に対する損害賠償請求訴訟において証拠として用いられる可能性があることを当然認識していたというべきである。そうすると、Y が本件委員会の事情聴取に応じた回答が、その委員である A に対して金品受領問題等について法律的な解決を求めるためにされたに等しいということとはできない。また、本件委員会の設置目的やその委員の職務の内容等に照らし、A が裁判官と変わらない立場にあったということもできない。これらのことは、X が、本件委員会について、独立性を確保した利害関係のない立場にある社外の弁護士から成る委員会である旨の公表をしていたからといって、変わるものではない。そもそも、弁護士に委任をして訴訟を進行する当事者の利益や訴訟手続の安定等を考慮すると、弁護士法 25 条に違反する弁護士の訴訟行為を排除する判断において、同条の規定についてみだりに拡張又は類推して解釈すべきではない。

参照条文等:会社法 423 条 1 項、弁護士法 25 条 2 号及び 4 号

(紹介済み判例)

最三判令和 4 年 1 月 18 日 判例タイムズ 1496 号 84 頁

令和 2 年(受)第 1518 号 損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報 249 号 1 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/853/090853_hanrei.pdf

最三判令和 2 年 3 月 10 日 判例タイムズ 1496 号 97 頁

平成 30 年(あ)第 1757 号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制わいせつ、徳島県青少年健全育成条例違反、東京都青少年の健全な育成に関する条例違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 227 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/290/089290_hanrei.pdf

最三判令和 2 年 7 月 7 日 判例タイムズ 1496 号 93 頁

平成 31 年(受)第 184 号 親子関係存在確認請求事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)

→法務速報 231 号 1 番にて紹介済み

→法務速報 252 号 1 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/561/089561_hanrei.pdf

最三小判令和 2 年 7 月 7 日 金法 2189 号 68 頁

平成 31 年(受)第 184 号 親子関係存在確認請求事件(一部破棄差戻・一部棄却)

→法務速報 231 号 1 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/561/089561_hanrei.pdf

大阪高判令和 3 年 4 月 8 日 判例時報 2517 号 5 頁

令和 2 年(行コ)第 133 号 保有個人情報不開示決定処分取消請求控訴事件(取消・請求認容(確定))

→法務速報 243 号 23 番で紹介済み

東京高決令和 3 年 4 月 21 日 判例タイムズ 1496 号 121 頁

令和 3 年(ラ)第 228 号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(取消、却下、確定)

→法務速報 254 号 4 号にて紹介済み。

仙台高判令和 3 年 5 月 27 日 判例時報 2516 号 26 頁

令和 2 年(ネ)第 272 号 各個人番号利用差止等請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立て)

→法務速報 242 号 25 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=90374

仙台高判令和 3 年 5 月 27 日 判例タイムズ 1496 号 100 頁

令和 2 年(ネ)第 272 号 各個人番号利用差止等請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

→法務速報 242 号 25 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/374/090374_hanrei.pdf

最三決令和 3 年 6 月 23 日 判例時報 2517 号 82 頁

令和 2 年(あ)第 1528 号 詐欺被告事件(上告棄却)

→法務速報 243 号 15 番で紹介済み

最三判令和 3 年 11 月 2 日 判例タイムズ 1496 号 89 頁

令和 2 年(受)第 1252 号 損害賠償請求事件(一部破棄自判、一部上告却下)

→法務速報 247 号 1 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/661/090661_hanrei.pdf

最三小判令和 4 年 1 月 18 日 金法 2188 号 68 頁

令和 2 年(受)第 1518 号 損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報 249 号 1 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/853/090853_hanrei.pdf

2. 令和 4 年(2022 年)7 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 7月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

橋本 潤 三森敏明 高畠希之／共編 古屋丈順 新名修三 森本憲司郎 濱島幸子 下川慶子／著 新日本法規 281頁 4,950円

近隣トラブル 解決のポイントと和解条項

中里和伸 きんざい 210頁 3,850円

判例にみる離婚慰謝料の相場と請求の実務

関口康晴・町田裕紀 日本加除出版 288頁 3,300円

こんなときどうする？Q&A 処分の難しい不動産を整理するための法律実務

負動産にしないための法的アプローチ★

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 編 新日本法規 270頁 4,290円

任意後見の実務 フローチャートとポイント

永盛雅子 井川憲太郎 共著 新日本法規 325頁 4,620円

令和3年民法・不動産登記法改正対応 所有者不明土地と空き家・空き地をめぐる法律相談

4. 7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

中原健夫／結城大輔／横瀬大輝／福塚侑也／著 きんざい 190頁 2,200円

Q&A改正公益通報者保護法

中央大学真法会学校問題研究会 編 法学書院 266頁 2,860円

学校トラブルをめぐる法律相談 Q&A 学校トラブルの予防とその解決への道案内

水谷英夫 著 新日本法規 236頁 3,300円

Q&A解雇トラブル後の実務ポイント

牛嶋・和田・藤津法律事務所／牛嶋勉／和田一郎／藤津文子／吉永大樹／著 第一法規 305頁 3,850円

ケースでアドバイス 退職・解雇・雇止めの実務 業務の進め方とトラブル回避の勘所

三井住友銀行 事業再生グループ／東京弁護士会倒産法部／編著 きんざい 389頁 4,400円
事業再生ファイナンスの実務

野上誠一 著 第一法規 553頁 6,160円
判例法理から読み解く裁判実務 取締役の責任

福岡県弁護士会子どもの権利委員会／編 日本評論社 370頁 2,640円
少年事件マニュアル 少年に寄り添うために★

5. 発刊書籍＜解説＞

「こんなときどうする？Q&A 処分の難しい不動産を整理するための法律実務
負資産にしないための法的アプローチ」

共有など権利関係が複雑である、あるいは相隣関係に問題を抱えているといった処分の難しい不動産について、売却に向けた対応が具体的かつ実務的な視点で解説されており、有益な書籍である。

「少年事件マニュアル 少年に寄り添うために」

付添人活動の基本的な対応だけでなく、否認事件の対応、障害あるいは精神疾患を抱えた少年の対応、虐待事案などといった事案における対応についても解説されているほか、書式集のダウンロードすることもできるため、実務において有用な書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。